

令和元年 第9回蔵王町農業委員会総会議事録

第9回蔵王町農業委員会総会は、令和元年9月25日蔵王町役場大会議室に招集された。

出席農業委員は次のとおりである。

1番	我妻 茂	2番	玉根 可奈
3番	菅井 啓二	4番	佐藤 良彦
5番	平間 栄	6番	山家 一彦
8番	武田 明夫		

欠席農業委員は次のとおりである。

7番 佐藤 ゆり

出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

三沢 敏朗	山家 文一	村上 智彦
大和 憲男	山家 照雄	川村 富士男
我妻 義明	佐藤 雄一	

欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

樋口 俊彦	會田 照	平間 昭男
鈴木 好和	杉山 由美子	

事務局職員は次のとおりである。

事務局長	村上 伸浩
書記	佐藤 良行 山家 知之

本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第3	報告事項2 農地の現状変更届書について
日程第4	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第6	第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて
日程第7	第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて（参与制限）
日程第8	第5号議案 非農地証明について

蔵王町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、委員の過半数が出席したので、会議が成立した旨を述べ、第9回蔵王町農業委員会総会の開会を宣言した。

(午前9時30分)

- 議 長 これより会議を開きます。
只今の出席農業委員は6名、推進委員は8名であります。
平間栄委員は遅れるとの連絡が入っております。また、佐藤ゆり委員、樋口俊彦推進委員、會田 照推進委員、平間昭男推進委員、鈴木好和推進委員、杉山由美子推進委員からは欠席の報告がありました。
定足数に達しておりますから、会議は成立いたしました。
- 議 長 これより、令和元年第9回蔵王町農業委員会総会を開催いたします。
本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。
- 議 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
蔵王町農業委員会会議規則第27条第3項の規定により、議長が2名を指名することにご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]
- 議 長 異議なしと認めます。よって、1番我妻 茂委員、2番玉根可奈委員の2名を指名いたします。
- 議 長 日程第2 報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局に報告をさせます。
[事務局長朗読により報告]
- 議 長 説明が終わりましたので質問を許します。
- 議 長 質問はございませんか。
[なしの声あり]
- 議 長 質問がございませんので、日程第2 報告事項1を終わります。
- 議 長 日程第3 報告事項2 農地の現状変更届出書についてを議題といたします。事務局に報告をさせます。
- 議 長 [事務局長朗読により説明]
- 議 長 報告が終わりましたので質問を許します。
- 6 番 委 員 現況、地目の田から畑へ変更するに至り、令和元年11月1日から令和2年11月30日までとなっており期間がかかる理由は？
- 事 務 局 今回、農地の現状変更届出書が提出されたことの経緯を説明いたします。まず、事務局に届出地の場所が荒廃している状況が続いて、建設廃材が放置されているとの通報がありました。事務局にて現地調査を実施したところ、建設廃材（コンクリート）等が置かれている状態で荒廃していることを確認しました。事務局より所有者に連絡を取って、役場に来庁して

いただき状況を確認したところ、「当初は水稻を作付して耕作していたが、変更理由にも記載しているように、隣接する道路に対し浸水により通行等に影響があることから水稻耕作をしなくなり一時的に建設廃材を置いている。」とのことでありました。事務局より、農地を適切に管理するよう指導したところ、水稻耕作は無理なので、畑として梅を植栽したいとの話があつて、建設廃材等の処理に要する期間なども踏まえたうえで約1年間という長い期間を設定している状況であります。

- 議 長 他に質問はございませんか。
- 議 長 質問がございませんので、日程第3 報告事項2を終わります。
- 議 長 日程第4 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。
- 事務局 長 [事務局長朗読により説明]
- 事務局 長 (説明後に) なお、今回の各申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。農地区分は議案書のとおりとなります。また、判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりです。また、現況等については、4名の委員により現地調査済です。
- 議 長 では、現地調査した委員は、調査結果を報告してください。
- 議 長 [1番委員により現況報告]
- 議 長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。
- 議 長 質問はございませんか。
- 議 長 [なしの声あり]
- 議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第4 第1号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
- 議 長 [異議なしの声あり]
- 議 長 異議なしと認めます。よって、第1議案は原案のとおり承認されました。
- 議 長 日程第5 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。
- 事務局 長 [事務局長朗読により説明]
- 事務局 長 (説明後に) なお、今回の各申請は、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。農地区分は議案書のとおりとなります。また、判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりです。また、現況等については、4名の委員により現地調査済です。
- 議 長 では、現地調査した委員は、調査結果を報告してください。
- 議 長 [1番委員により現況報告]
- 議 長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。
- 議 長 質問はございませんか。

議 長 [なしの声あり]
質問がございませんので採決いたします。日程第5 第2号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

議 長 [異議なしの声あり]
異議なしと認めます。よって、第2議案は原案のとおり承認されました。

議 長 日程第6 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局長朗読により説明]
事務局 長 (説明後に) なお、今回の申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

議 長 説明が終わりましたので質問を許します。
議 長 質問はございませんか。

議 長 [なしの声あり]
質問がございませんので採決いたします。日程第6 第3号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

議 長 [異議なしの声あり]
異議なしと認めます。よって、第3議案は原案のとおり承認されました。

議 長 次の、日程第7 第4号議案は、議事参与の制限がございます。今回の議案は複数の委員が該当しております。
初めに、菅井啓二委員、大和憲男推進委員の退席を求めます。

議 長 [菅井啓二委員、大和憲男推進委員退席]
日程第7 第4号議案 議案番号32 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局長朗読により説明]
事務局 長 (説明後に) なお、今回の申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

議 長 説明が終わりましたので質問を許します。
議 長 質問はございませんか。

議 長 [なしの声あり]
質問がございませんので採決いたします。日程第7 第4号議案 議案番号32は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

議 長 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第4号議案 議案番号32は原案のとおり承認されました。菅井啓二委員、大和憲男推進委員の入場を許可します。
[菅井啓二委員、大和憲男推進委員入場]

議 長 続きまして、川村富士男推進委員の退席を求めます。
[川村富士男推進委員退席]

議 長 日程第7 第4号議案 議案番号29 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局長朗読により説明]

事務局 長 (説明後に) なお、今回の申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

議 長 説明が終わりましたので質問を許します。

議 長 質問はございませんか。
[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第7 第4号議案 議案番号29は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第4号議案 議案番号29は原案のとおり承認されました。川村富士男推進委員の入場を許可します。
[川村富士男推進委員入場]

議 長 日程第8 第5号議案 非農地証明についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局長朗読により説明]

議 長 では、現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。
[2番委員により現況報告]

議 長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。

6番委員 先月の総会で非農地証明願いがあって質問しましたが、番号11は以前の所有者が無断転用をしたと思われますが、その辺は如何なものなのか。

事務局 申請人(願出人)は、平成19年に競売物件により農地を取得した土地であります。その競売で取得した時点で現在の状況となっております。6番委員のご指摘のとおり前所有者当時の違反転用であると思われます。現所有者が取得して直ちに農業委員会に相談に来ていただいて、農地転用なり非農地願いを申請すべきであったと思われます。本人は、農地の土が見えている状況なので、農地転用等の申請はいらぬものだと思われます。今回、非農地証明願を申請するにあたり、その辺の経緯

議長 議長 議長 議長

を顛末書として提出していただいておりますのでご理解願います。

他に質問はございませんか。

[なしの声あり]

質疑がございませんので採決いたします。第5号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり承認されました。

以上を持ちまして本日の議事日程は全て終了致しました。慎重なご審議に感謝申し上げます。

(午前10時30分)

本日の議事録は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

令和元年9月25日

議長

1番

2番
